

SBI証券の約款・規程集 新旧対照表 (2025年5月31日)

【目次】

1. [2025年3月4日以前に口座開設済みのお客さまに適用される改定内容](#)
2. [2025年3月4日以降に口座開設されたお客さまに適用される改定内容](#)

(※)2025年3月4日以前・以後で適用される改定約款の変更箇所が異なりますが、改定施行日となる2025年5月31日以降は、約款の規定(内容)は共通となります。

1. [2025年3月4日以前に口座開設済みのお客さまに適用される改定内容](#)

(下線部分変更箇所)

新 (改定後)	旧 (改定前)
(2025年5月)	(2025年2月)
第1章 総合取引約款	第1章 総合取引約款
第4節 報告・連絡	第4節 報告・連絡
(<u>契約締結時等交付書面(取引報告書)</u>)	(<u>契約締結時交付書面(取引報告書)</u>)
第13条 当社は、ご注文いただいた有価証券の売買等の取引が成立したときには、金融商品取引法の規定に基づき、遅滞なく、 <u>契約締結時等交付書面(取引報告書)</u> をお客様に交付いたします(電子情報処理組織を使用する方法による交付を含みます。)	第13条 当社は、ご注文いただいた有価証券の売買等の取引が成立したときには、金融商品取引法の規定に基づき、遅滞なく、 <u>契約締結時交付書面(取引報告書)</u> をお客様に交付いたします(電子情報処理組織を使用する方法による交付を含みます。)
第3章 インターネット取引取扱規程	第3章 インターネット取引取扱規程
(本サービスの利用)	(本サービスの利用)
第3条 お客様は、当社所定の方法により、当社に申し込むものとし、当社が承諾した場合に本サービスを利用できます。	第3条 お客様は、当社所定の方法により、当社に申し込むものとし、当社が承諾した場合に本サービスを利用できます。
2 本サービスは、当社が前項の申し込みを受付け所定の手続きを完了した時以降に利用することができます。また、当社発行のユーザーネーム、 <u>ログインパスワード及び取引パスワード(以下両パスワードをあわせて「パスワード等」といいます。)</u> と、お客様がご利用時に使用するユーザーネーム及びパスワード等とが一致した場合にのみ利用することができます。	2 本サービスは、当社が前項の申し込みを受付け所定の手続きを完了した時以降に利用することができます。また、当社発行のユーザーネーム <u>及びパスワード</u> と、お客様がご利用時に使用するユーザーネーム及びパスワードとが一致した場合にのみ利用することができます。
3 <u>本サービスのうち、当社が定める所定の手続き(ログイン時、入出金時等)をお客様が行う際は、前項のユーザーネーム及びパスワード等での本人認証に加え、原則として、その手続き毎に当社が定める追加的な本人認証方法(デバイス認証、FIDO(スマホ認証)、ワンタイムパスワード等、以下これらをあわせて「多要素認証」といいます。)</u> をご利用いただく必要があるものとします。	(追加)

<p>4～6 (略)</p> <p>(免責事項) 第 21 条 当社及び証券投資情報等の発信元は、次に掲げる事項により生じるお客様の損害については、その責任を負わないものとします。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) <u>本サービスの利用の受付に際し、お客様ご自身が入力したか否かにかかわらず、入力されたお客様のユーザーネーム及びパスワード等と、あらかじめ当社に登録されているものとの一致を確認して行われた取引。なお、この規定は、第 3 条第 3 項に規定する当社が提供する多要素認証について、お客様がその利用設定をしていない、または利用設定後に解除している状態において行われた取引(入出金等の各種手続きを含む)からお客様に生じた損害を含むもの</u>とします。</p> <p>(4) <u>お客様のユーザーネーム、パスワード等、取引情報等が漏洩し、盗用、不正使用(インターネット通信回線、コンピュータ等のシステム機器を介したものを含む)されたことにより生じた損害で、当社の故意又は重大な過失に起因するものでない場合</u></p> <p>(5)～(8) (略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 保護預り約款</p> <p>(お客様への連絡事項) 第 9 条 1～3 (略)</p> <p>4 当社は、第 2 項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているもの(電磁的方法により提供された当該書面に記載すべき事項を含みます。)については、第 2 項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。</p> <p>(1) 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時等交付書面(取引報告書)</p> <p>(2) 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 外国証券取引口座約款</p> <p>第 3 節 外国証券の外国取引及び国内店頭取引並びに募集もしくは売出しの取扱い又は 私募の取扱い</p> <p>(注文の執行及び処理)</p>	<p>3～5 (略)</p> <p>(免責事項) 第 21 条 当社及び証券投資情報等の発信元は、次に掲げる事項により生じるお客様の損害については、その責任を負わないものとします。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) <u>本サービスの利用の受付に際し、入力されたお客様のユーザーネーム及びパスワードと、あらかじめ当社に登録されているものとの一致を確認して当社が行った取引</u></p> <p style="text-align: right;">(追加)</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 保護預り約款</p> <p>(お客様への連絡事項) 第 9 条 1～3 (略)</p> <p>4 当社は、第 2 項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第 2 項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。</p> <p>(1) 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面(取引報告書)</p> <p>(2) 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 外国証券取引口座約款</p> <p>第 3 節 外国証券の外国取引及び国内店頭取引並びに募集もしくは売出しの取扱い又は 私募の取扱い</p> <p>(注文の執行及び処理)</p>
---	---

<p>第 13 条 お客様の当社に対する売買注文並びに募集及び売出し又は私募に係る外国証券の取得の申込みについては、次の各号に定めるところによります。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 当社は、売買等の成立を確認した後、遅滞なくお客様あてに<u>契約締結時等交付書面</u>(取引報告書)等を送付します。</p> <p>第 4 節 外国株式信用取引の特例</p> <p>(外国株式信用取引の注文の執行及び処理)</p> <p>第 29 条 第 13 条の規定にかかわらず、外国株式信用取引の売買注文は、次の各号に定めるところによります。</p> <p>(1) 当社への注文は、当社が定めた時間内に行うものとしします。</p> <p>(2) 外国証券の最低購入単位は、当社の定めるところとしします。</p> <p>(3) 当社は、売買等の成立を確認した後、遅滞なくお客様あてに<u>契約締結時等交付書面</u>等を送付します。</p> <p>第 5 節 雑則</p> <p>(取引残高報告書の交付)</p> <p>第 37 条 お客様は、当社に保管の委託をした外国証券について、当社が発行する取引残高報告書の交付を定期的に受けるものとしします。ただし、お客様が請求した場合には、取引に係る受渡決済後遅滞なく交付を受ける方法に代えるものとしします。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、お客様は、当社がお客様に対して<u>契約締結時等交付書面</u>(取引報告書)を交付することが法令により義務付けられていない場合については、法令に定める場合を除き、取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書の交付を受けるものとしします。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第 8 章 振替決済口座管理約款</p> <p>(お客様への連絡事項)</p> <p>第 11 条</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 当社は、第 2 項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているもの(電磁的方法により提供された</p>	<p>第 13 条 お客様の当社に対する売買注文並びに募集及び売出し又は私募に係る外国証券の取得の申込みについては、次の各号に定めるところによります。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 当社は、売買等の成立を確認した後、遅滞なくお客様あてに<u>契約締結時交付書面</u>(取引報告書)等を送付します。</p> <p>第 4 節 外国株式信用取引の特例</p> <p>(外国株式信用取引の注文の執行及び処理)</p> <p>第 29 条 第 13 条の規定にかかわらず、外国株式信用取引の売買注文は、次の各号に定めるところによります。</p> <p>(1) 当社への注文は、当社が定めた時間内に行うものとしします。</p> <p>(2) 外国証券の最低購入単位は、当社の定めるところとしします。</p> <p>(3) 当社は、売買等の成立を確認した後、遅滞なくお客様あてに<u>契約締結時交付書面</u>等を送付します。</p> <p>第 5 節 雑則</p> <p>(取引残高報告書の交付)</p> <p>第 37 条 お客様は、当社に保管の委託をした外国証券について、当社が発行する取引残高報告書の交付を定期的に受けるものとしします。ただし、お客様が請求した場合には、取引に係る受渡決済後遅滞なく交付を受ける方法に代えるものとしします。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、お客様は、当社がお客様に対して<u>契約締結時交付書面</u>(取引報告書)を交付することが法令により義務付けられていない場合については、法令に定める場合を除き、取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書の交付を受けるものとしします。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第 8 章 振替決済口座管理約款</p> <p>(お客様への連絡事項)</p> <p>第 11 条</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 当社は、第 2 項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第 2 項の規定にかかわ</p>
---	--

当該書面に記載すべき事項を含みます。)については、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。

- (1) 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時等交付書面(取引報告書)
- (2) 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書

第11章 一般債振替決済口座管理約款

(お客様への連絡事項)

第11条

1~4 (略)

5 当社は、第2項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているもの(電磁的方法により提供された当該書面に記載すべき事項を含みます。)については、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。

- (1) 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時等交付書面(取引報告書)
- (2) 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書

第12章 投資信託受益権振替決済口座管理約款

(お客様への連絡事項)

第11条

1~4 (略)

5 当社は、第2項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているもの(電磁的方法により提供された当該書面に記載すべき事項を含みます。)については、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。

- (1) 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時等交付書面(取引報告書)
- (2) 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書

第13章 株式等振替決済口座管理約款

(お客様への連絡事項)

第27条

1~4 (略)

5 当社は、第2項に定める残高照合のためのご

らず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。

- (1) 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時等交付書面(取引報告書)
- (2) 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書

第11章 一般債振替決済口座管理約款

(お客様への連絡事項)

第11条

1~4 (略)

5 当社は、第2項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。

- (1) 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時等交付書面(取引報告書)
- (2) 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書

第12章 投資信託受益権振替決済口座管理約款

(お客様への連絡事項)

第11条

1~4 (略)

5 当社は、第2項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。

- (1) 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時等交付書面(取引報告書)
- (2) 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書

第13章 株式等振替決済口座管理約款

(お客様への連絡事項)

第27条

1~4 (略)

5 当社は、第2項に定める残高照合のためのご報

<p>報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているもの(電磁的方法により提供された当該書面に記載すべき事項を含みます。)については、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。</p> <p>(1) 個別のデリバティブ取引等に係る<u>契約締結時等交付書面</u></p> <p>(2) 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書</p> <p style="text-align: center;">第 14 章 投資信託積立約款</p> <p>(取引及び残高の通知)</p> <p>第 8 条 当社は、本サービスにかかるお客様への取引明細及び残高明細の通知を、「総合取引約款」第 13 条及び第 14 条に定める<u>契約締結時等交付書面</u>(取引報告書)及び取引残高報告書により行います。</p> <p>2 前項に定める<u>契約締結時等交付書面</u>(取引報告書)及び取引残高報告書については、書面による交付に代えて金融商品取引法に従い電子情報処理組織を使用する方法により提供することもできるものとします。</p>	<p>告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。</p> <p>(1) 個別のデリバティブ取引等に係る<u>契約締結時交付書面</u></p> <p>(2) 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書</p> <p style="text-align: center;">第 14 章 投資信託積立約款</p> <p>(取引及び残高の通知)</p> <p>第 8 条 当社は、本サービスにかかるお客様への取引明細及び残高明細の通知を、「総合取引約款」第 13 条及び第 14 条に定める<u>契約締結時交付書面</u>(取引報告書)及び取引残高報告書により行います。</p> <p>2 前項に定める<u>契約締結時交付書面</u>(取引報告書)及び取引残高報告書については、書面による交付に代えて金融商品取引法に従い電子情報処理組織を使用する方法により提供することもできるものとします。</p>
--	---

2. 2025年3月4日以降に口座開設されたお客さまに適用される改定内容

(下線部分変更箇所)

新 (改定後)	旧 (改定前)
<p style="text-align: center;">(2025年5月)</p> <p style="text-align: center;">第3章 インターネット取引取扱規程</p> <p>(本サービスの利用)</p> <p>第3条 お客様は、当社所定の方法により、当社に申し込むものとし、当社が承諾した場合に本サービスを利用できます。</p> <p>2 本サービスは、当社が前項の申し込みを受け所定の手続きを完了した時以降に利用することができます。また、当社発行のユーザーネーム、<u>ログインパスワード及び取引パスワード(以下両パスワードをあわせて「パスワード等」といいます。)</u>と、お客様がご利用時に使用するユーザーネーム及びパスワード等とが一致した場合にのみ利用することができます。</p> <p>3 <u>本サービスのうち、当社が定める所定の手続き(ログイン時、入出金時等)をお客様が行う際は、前項のユーザーネーム及びパスワード等での本</u></p>	<p style="text-align: center;">(2025年4月)</p> <p style="text-align: center;">第3章 インターネット取引取扱規程</p> <p>(本サービスの利用)</p> <p>第3条 お客様は、当社所定の方法により、当社に申し込むものとし、当社が承諾した場合に本サービスを利用できます。</p> <p>2 本サービスは、当社が前項の申し込みを受け所定の手続きを完了した時以降に利用することができます。また、当社発行のユーザーネーム<u>及びパスワード</u>と、お客様がご利用時に使用するユーザーネーム及びパスワードとが一致した場合にのみ利用することができます。</p> <p style="text-align: right;">(追加)</p>

<p>人認証に加え、原則として、その手続き毎に当社が定める追加的な本人認証方法(デバイス認証、FIDO(スマホ認証)、ワンタイムパスワード等、以下これらをあわせて「多要素認証」といいます。)をご利用いただく必要があるものとします。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(免責事項) 第 21 条 当社及び証券投資情報等の発信元は、次に掲げる事項により生じるお客様の損害については、その責任を負わないものとします。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 本サービスの利用の受付けに際し、お客様ご自身が入力したか否かにかかわらず、入力されたお客様のユーザーネーム及びパスワード等と、あらかじめ当社に登録されているものとの一致を確認して行われた取引。なお、この規定は、<u>第 3 条第 3 項に規定する当社が提供する多要素認証について、お客様がその利用設定をしていない、または利用設定後に解除している状態において行われた取引(入出金等の各種手続きを含む)からお客様に生じた損害を含むものとします。</u></p> <p>(4) お客様のユーザーネーム、パスワード等、取引情報等が漏洩し、盗用、不正使用(インターネット通信回線、コンピュータ等のシステム機器を介したものを含む)されたことにより生じた損害で、当社の故意又は重大な過失に起因するものでない場合</p> <p>(5)～(8) (略)</p>	<p>3～5 (略)</p> <p>(免責事項) 第 21 条 当社及び証券投資情報等の発信元は、次に掲げる事項により生じるお客様の損害については、その責任を負わないものとします。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 本サービスの利用の受付けに際し、お客様ご自身が入力したか否かにかかわらず、入力されたお客様のユーザーネーム及びパスワード等と、あらかじめ当社に登録されているものとの一致を確認して行われた取引</p> <p>(4) お客様のユーザーネーム、パスワード、取引情報等が漏洩し、盗用、不正使用(インターネット通信回線、コンピュータ等のシステム機器を介したものを含む)されたことにより生じた損害で、当社の故意又は重大な過失に起因するものでない場合</p> <p>(5)～(8) (略)</p>
--	--

以上